

### 3-6. 収集、処理、処分の方法

#### (1) 生活ごみ

生活ごみの収集、処理、処分は、発災後においても可能な限り平時と同様とする。ただし、被災の状況により生活ごみの収集、処理、処分が困難になる場合は、衛生上の懸念が想定される生ごみや生ごみが含まれる可燃ごみを優先して回収し、不燃ごみや資源ごみを家庭で一時保管する等、収集、処理、処分体制の一時的な見直しを行う。

生活ごみの処理に関する行動計画を表3-6に示す。

表3-6 生活ごみの処理に関する行動計画

項目	内容
1. 被害状況等の把握	(1) 災害発生後、速やかにごみ処理施設の被害状況を把握するとともに、道路の被害状況、交通規制情報等を収集し、運搬ルートを確保する。 (2) 避難所等に集積所を設置する。また、避難所を始め被災地域におけるごみの収集、処理の見込み量を把握する。
2. 収集方法	(1) 災害時のごみ収集は、委託・許可業者に協力を要請し緊急を要する地域から速やかに収集、運搬する。 なお、収集する際には委託・許可業者と分担区域、収集運搬ルート等について協議を図るものとする。 (2) 収集場所は指定の集積所とするが、被災地の状況に応じて緊急に収集、処理する必要のある地区から実施する。
3. 収集順位	収集運搬体制を維持し、環境衛生を保持するため、次のものを優先して収集する。 (1) 腐敗性の高い生ごみや応急対策活動上又は重大な支障を与えるごみ (2) 浸水地域のごみや重要度が高い施設（避難所等）のごみ
4. 処理方法	(1) 可燃ごみ及び不燃ごみは、仙南クリーンセンター及び仙南リサイクルセンターで処理する。 (2) ごみ処理施設が被災した場合、あるいは能力を超えるごみが排出された場合は、他自治体や一般廃棄物処理業者に処理を依頼する。
5. 仮置場の選定	仙南リサイクルセンターが損壊等により処理を継続できなくなった場合、粗大ごみ等については、被災地のうち避難所への避難が完了した場所の中から仮置場を確保し、収集したごみを仮置きした後に処理するものとする。 なお、仮置場については定期的な消毒を行う等、衛生面の管理に留意するもとする。
6. 広報の実施	収集方法やごみ集積場所等の変更があった場合には、町防災行政無線や広報車、本町のホームページ等により住民に対して広報を行うとともに、ごみの分別の徹底についても周知する。

## (2) 避難所ごみ

避難所ごみについては、避難所の状況を迅速に把握し、可能な限り早期に収集・処理体制を確保する。

表3-7 避難所ごみの管理方法

項目	管理方法の内容
ごみの分別	<p>①避難所で分別を行うことは、その後のスムーズな処理へつながるため、平時と同様に分別を行う。</p> <p>②支援物資に伴い段ボール、ビニール袋や容器包装等のプラスチック類、生ごみ等が発生するため、容易に分別できるようごみの種類ごとの容器を設置しラベリング用品(ペン、ガムテープ、紙)等を使って分かりやすく表示する。</p> <p>③救援物資の増加に伴い、衣類や日用品の廃棄も増加するため、期間の経過とともにごみの種類に応じて分別できるよう配慮する。</p> <p>④避難所ごみについては、生活ごみと同様に収集する。なお、資源ごみの分別収集が不可能な場合があるため、収集が再開するまでは、できる限り避難所で分別して保管する。</p>
管理上の留意点	<p>①ごみの集積場所は衛生面に留意し、居住空間から離れた場所に設置する。</p> <p>②廃棄物の腐敗に伴うハエ等害虫の発生や、生活環境の悪化に伴う感染症の発生及び蔓延が懸念されることから、腐敗性廃棄物（生ごみ）、汚物は分別、管理する。</p> <p>③消石灰、消毒剤等により害虫発生の防止を図るとともに、害虫等が発生した場合は、殺虫剤等の散布により、害虫等を駆除する。</p> <p>④避難者に対してごみの集積場所の利用、管理方法について周知徹底する。</p>

### (3) 災害廃棄物

災害廃棄物の収集、処理及び処分の方法を廃棄物の種類ごとに整理する。なお、ここでは種類ごとの整理を優先するため、必ずしも本町の分別区分や分別区分の名称とは一致しない。

#### 1) 廃家電

##### ① 家電リサイクル法対象品目

家電リサイクル法対象品目については、家電リサイクル法に基づくリサイクルを基本とする。廃棄物処理法等に定める処理基準に基づき処理をする際、フロン類を適切に回収する。

また、破損や腐食の程度によるリサイクルの可否は本町が判断し、リサイクルが見込めるものは指定引き取り場所等に搬入し、リサイクルが見込めないものは、本町で災害廃棄物として他の不燃性廃棄物と一括処分する。リサイクルの可否の判断が難しい場合は、家電メーカーに支援を要請する。

##### ② 家電リサイクル法対象外の品目

本町で回収対象となる小型家電製品の例を表3-8、その他の家電製品の例を表3-9に示す。

リサイクルが見込めない家電製品やニッケル電池等の危険・有害廃棄物は、それぞれに保管に適した方法で保管する必要がある。また、蛍光灯の安定器やコンデンサ等がPCBを含有している場合、廃棄物処理法の保管基準に従って保管する。

リサイクルが不可能な家電製品は外部委託にて処理・処分する。

表3-8 本町で回収対象となる小型家電製品の例

小型家電の種類	内容
パソコン類	デスクトップパソコン本体、ノートパソコン、タブレット、ワープロ、プリンター等
電子機器類	ラジオ、DVDプレーヤー、ビデオカメラ、テープレコーダー、MD/CDプレーヤー、電子辞書、電子書籍、CDラジカセ、デジタルカメラ等
カー用品類	カーナビ、専用カラーテレビ、カーディスプレイ、カーステレオ、カーアンプ、カーチューナー、カーラジオ、カーディスプレイ、ETCユニット等
通信機器類	電話機（ダイヤル式除く）、PHS、ファクシミリ、充電器、携帯電話（スマートフォン除く）等
ゲーム機類	据置型ゲーム機、携帯型ゲーム機、ミニ電子ゲーム機、コントローラー等

表3-9 その他家電製品の例

家電製品の種類	内容
その他の家電	電子レンジ、炊飯器、電気ポット、掃除機、扇風機、ビデオデッキ、オーディオ類、モニター、コピー機、ドライヤー、アイロン、電気スタンド、空気清浄機、ファンヒーター、トースター

## 2) 廃自動車

被災自動車の処分には、原則として所有者等の意思確認が必要である。そのため、被災自動車の処分については、被災自動車の状況を確認、記録し、所有者を調査して予め意思確認を行う方針とする。

所有者が判明し、所有者に引取りの意思がある場合は所有者に引渡し、所有者に引取りの意思がない場合は引取業者に引渡す。所有者不明の場合は、被災地域から撤去・移動するが、所有者や処理業者への引渡しまでの間、近隣に仮置場を確保し、一時保管する。なお、安全性確保の観点から、廃油・廃液の抜取りは専門業者に依頼し、作業時には絶縁防具や保護具の着用、高電圧配線の遮断等の安全対策を実施する。また、崩落防止の観点から、廃棄物処理法に基づく保管基準を参考し適切に保管する。

なお、被災した自動車の所有者については、表 3-10 に示す関係団体と連携し、対象車両のナンバー及び車台番号、写真等をリスト化して公開する方法を想定する。

表3-10 被災した自動車に関する照会先

照会する情報		照会先
車両ナンバー	登録自動車	国土交通省（運輸支局等）
	軽自動車	軽自動車検査協会（各地の事務所）
車検証・車台番号		陸運局

## 3) 廃二輪車

被災した二輪車の処分には、自動車と同様、原則として所有者等の意思確認が必要である。そのため、被災した二輪車の処分にあっては、被災自動車の状況を確認、記録し、所有者を調査して予め意思確認を行う方針とする。

所有者が判明し、所有者に引取りの意思がある場合は所有者に引渡し、所有者に引取りの意思がない場合は処分する。所有者不明の場合は、被災地域から撤去・移動するが、所有者や処理業者への引渡しまでの間、近隣に仮置場を確保し、一時保管する。また、作業時においては、自動車と同様の安全対策を実施する。

なお、処分先については、仙南リサイクルセンターに余力が無いことから、排気量を問わず外部委託する。

また、被災した自動車の所有者については、自動車と同様の方法とし、表 3-11 に示す関係団体と連携し、対象車両のナンバー及び車台番号、写真等をリスト化して公開する方法を想定する。

表3-11 被災した二輪車に関する照会先

照会する情報		照会先
車両ナンバー	小型二輪（排気量 250cc 超）	国道交通省 テレフォンサービス
	軽二輪（排気量 125～250cc）	
	原動機付自転車（排気量 ~125cc）	本町税務課

#### 4) 思い出の品等

所有者等の個人にとって価値があると認められるもの（思い出の品）については、本町で保管し、可能な限り所有者に引き渡す方針とする。

思い出の品等の取り扱いの流れ及び思い出の品の取り扱いルールを次に示す。

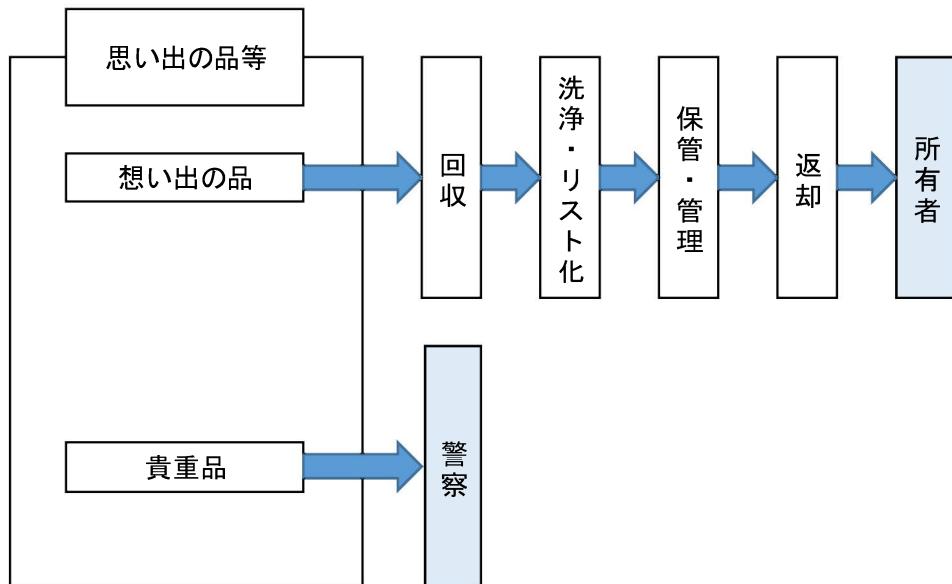


図3-9 思い出の品の取り扱いの流れ

表3-12 思い出の品の取り扱いルール

項目	内容
回収対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>思い出の品：写真、アルバム、卒業証書、賞状、成績表、位牌、手帳、PC、HDD、携帯電話、ビデオ、デジタルカメラ等</li> <li>貴重品：財布、通帳、印鑑、株券、金券、商品券、古銭、貴金属等</li> </ul>
持主の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害廃棄物の撤去現場や建物の解体現場で発見された場合はその都度回収する。</li> <li>住民・ボランティアの持込みによって回収する。</li> <li>貴重品については、遺失物法に則り、回収後に発見場所、発見日時、発見者を明らかにしたうえで警察に届ける。また、所有者が明らかでない金庫、猟銃等の銃刀類は速やかに警察に連絡し引き取りを依頼する。</li> </ul>
保管・管理方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>泥や土が付着している場合は洗浄して保管・管理する。</li> <li>発見場所や品目等の情報がわかる管理リストを作成し保管・管理する。</li> </ul>
運営方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>地元雇用やボランティアの協力等</li> </ul>
返却方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>閲覧、引渡しの際には、地方紙や広報誌等で周知し、面会や郵送（本人確認が可能な場合）により、所有者本人に引渡すものとする。</li> </ul>

## 5) 土砂混じりがれき等

### ① 土砂混じりがれき

風水害を原因として発生する災害廃棄物の中には、土砂を巻込んだ混合状態になっているものが多く、廃棄物のみを分別して回収することが困難な場合がある。そのような災害廃棄物は、土砂とともに回収して一次仮置場で保管し、民間業者へ引き渡してリサイクル又は埋立て処分する。

### ② 堆積土砂

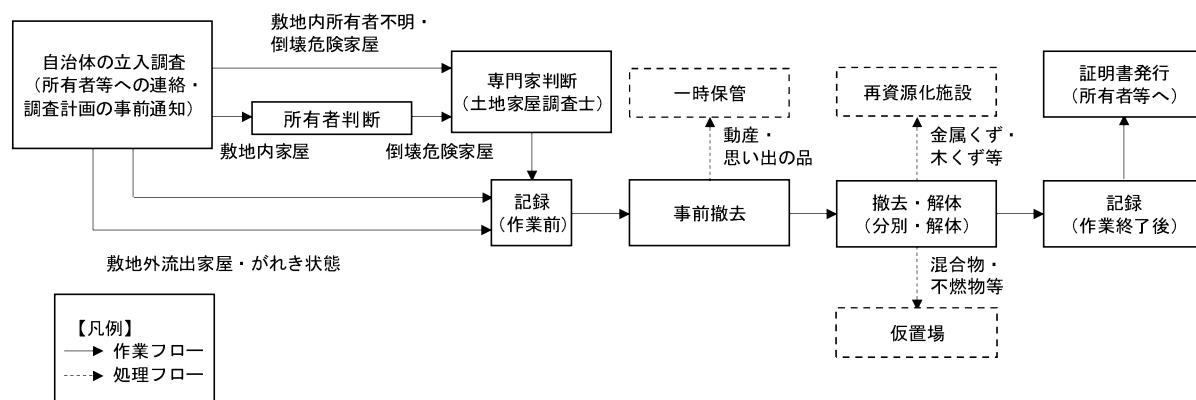
堆積土砂については①と同様の方法で処理・処分する。

## 6) 損壊家屋

建物の解体・撤去の開始は発災3か月後、終了は3年以内を目標とする。

災害時の損壊家屋等や宅地内土砂混じりがれきの解体・撤去は原則として所有者が実施する。

損壊家屋等の解体・除去は、東日本大震災の際に示された、「東北地方太平洋沖地震における損壊家屋等の撤去等に関する指針」（平成23年3月25日、被災者生活支援特別対策本部長及び環境大臣通知）に基づいて行うこととする。災害時の損壊家屋等の解体・撤去の手順を図3-10に示す。



出典：「災害廃棄物対策指針」技術資料【技1-14-7】（平成30年3月、環境省）

図3-10 災害時の損壊家屋等の解体・撤去の手順

## 7) 道路啓開で生じるがれき等

緊急輸送道路、その他の道路上の障害物に対応する主体を表3-13に示す。

各道路の管理主体が障害物を回収、撤去し、適切に処理する方針とする。また、本町は関係機関と連携して、速やかな撤去を働きかけるとともに、適正処理が図れる体制を構築する。

表3-13 道路上の障害物の対応主体

道路	障害物の対応を行う主体
町道	本町（地域整備課）
県道	県
国道	国

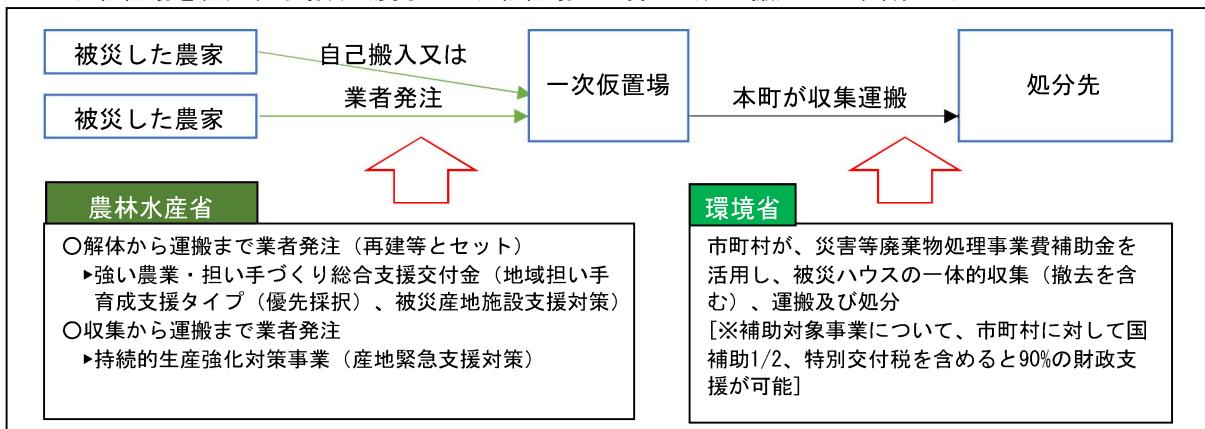
## 8) 農林水産関係廃棄物

### ① 農業用ハウス等の処理

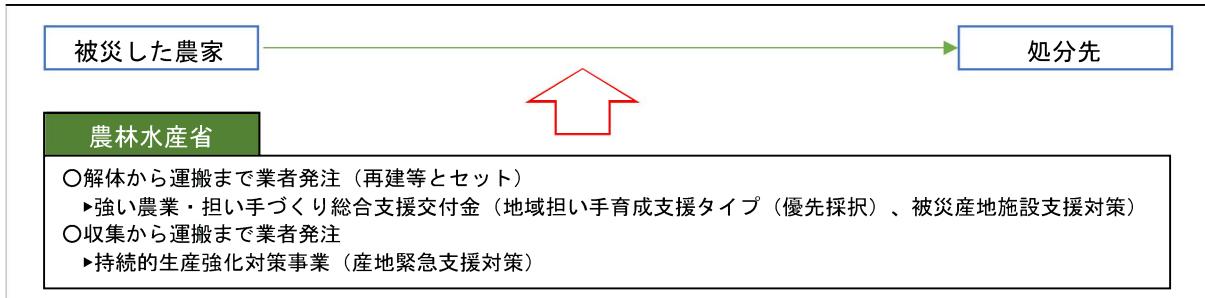
災害により発生した農業用ハウス等の農林水産関係廃棄物の収集、処理、処分は、本町が主体となって実施する。一方で、被災農家が経営を再開するに際して、自力で農業ハウス等の撤去・運搬・処分を行う必要がある場合においては、農家が実施主体となるものとする。

主な処理の流れとしては、本町が一次仮置場の場所、運営方法を決め、農家の自己搬入又は許可業者等の収集運搬により農業ハウス等を一次仮置場に集積し、本町が一次仮置場から民間業者等に運搬して、処理・処分をする。

#### 1. 一次仮置場を経由する場合（農家が一次仮置場まで持込（自己搬入又は業者発注）



#### 2. 一次仮置場を経由しない場合（農業者がハウスの撤去を特に急ぐ必要がある等）



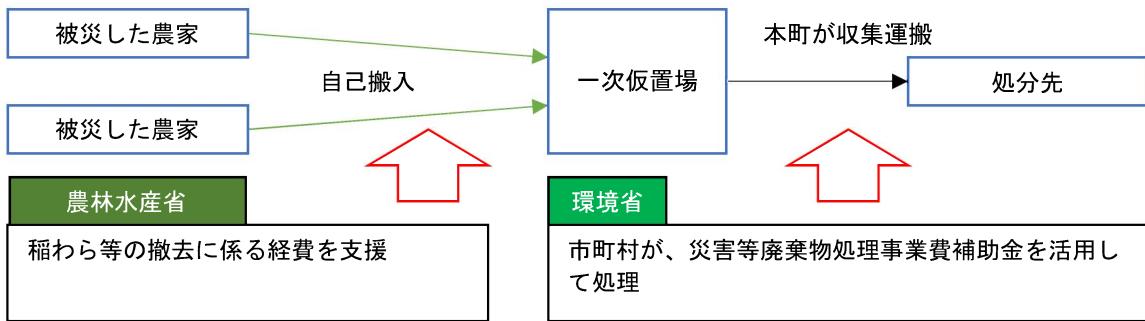
出典：「大雪等により被災された農林漁業者の皆様へ」（農林水産省、令和3年2月）一部加工

図3-11 被災した農業用ハウス等の処理スキーム

### ② 稲わら等の堆積物の処理

令和元年東日本台風被災時は、新堀の増水により圃場が浸水し、大量の稻わらが流出、堆積した。稻わらは腐敗性廃棄物であり、腐敗や悪臭、火災等の二次災害の原因や、速やかな営農の阻害要因となることから、迅速な処理・処分に努めた。

過去の被災経験を踏まえ、農家は稻わら等の堆積物の発生時に可能な限り圃場へのすき込み等を行って減量化に努め、本町に連絡、相談する方針とする。また、圃場から一次仮置場までの稻わらの運搬は、農家が行い、本町にて民間処理業者等に処理・処分を委託する。



出典：「台風や大雨等により被災された農林漁業者の方々へ」（農林水産省、令和元年11月）

図3-12 稲わら等の処理スキーム



図3-13 令和元年東日本台風により道路上に流出した稻わら【参考資料】

#### 9) 適正処理が困難な廃棄物、危険物、有害物等

適正処理が困難な廃棄物等の処理方針を以下に示す。

また、保管、収集運搬及び処理・処分方法を表3-14に示す。

- ・産業廃棄物に該当するものは、平常時と同様に、事業者の責任において処理するものとする。
- ・一般廃棄物に該当するものは、排出に関する優先順位や適切な処理方法等の周知を徹底する。
- ・一般家庭から排出される適正処理が困難な廃棄物は、災害時に排出の増加が予想されるため、初期段階から、適切な処理方法等を広報する。
- ・平常時の対応と同様に、専門業者による引取ルートの整備等の対策を講じるとともに、適正処理を推進するため関連業者との協力を周知する。
- ・家電リサイクル法の対象品等は、平常時と同様に、事業者に引き渡すよう周知する。
- ・有害廃棄物の飛散や危険物による爆発・火災等の事故を未然に防ぐため、回収を優先的にを行い、保管又は早期の処分を行う。

表3-14 有害廃棄物等の保管、収集運搬及び処理・処分方法

種類	保管	収集運搬	処理・処分
石膏ボード、スレート板等の建材	・石綿含有物は、仮置場以外の保管場所にて保管 ・それ以外は仮置場で分別して保管	建物の解体・撤去時に、石綿含有の有無で分別し、収集	・石綿含有物は、産業廃棄物処理業者等に適正な処理を委託 ・それ以外は、産業廃棄物処理業者等に資源化処理を委託
石綿含有廃棄物	・他の廃棄物と区別にして保管 ・飛散を防止するため、十分に湿潤化 ・プラスチック袋やフレコンパック、運搬容器等で適切に梱包、ラベリングして保管	仮置場には搬入せず、直接廃石綿等の処分に係る許可のある中間処理施設か最終処分場に搬入	適正な焼却又は埋立処理を行う
感染性廃棄物	・専用の蓋付き容器等で分別、ラベリングし保管 ・屋根のある建物内や密閉性のある容器、防水性のビニールシート等で風雨にさらない飛散・流出対策をした上で保管	・手などを傷つけないように注意 ・堅牢な容器、耐久性のあるプラスチック袋、フレコンパック等の丈夫な運搬容器に入れて運搬	産業廃棄物処理業者等に焼却・溶融、埋立等の処理委託
PCB(ポリ塩化ビフェニル)廃棄物	・保管方法は上記の感染性廃棄物と同様 ・暖房の発熱機器や高温等に十分離する	建物の解体・撤去時に、PCB廃棄物を分別し、収集	産業廃棄物処理業者等に適正な処理を委託
有機溶媒(シンナー、塗料、トリクロロエチレン等)	梱包、ラベリングして保管	販売店、メーカー、産業廃棄物処理業者等により回収	販売店、メーカー、産業廃棄物処理業者等に焼却等の処理委託
農薬類	梱包、ラベリングして保管	販売店、メーカー、産業廃棄物処理業者等により回収	販売店、メーカー、産業廃棄物処理業者等に中和・焼却等の処理委託
高圧ガスボンベ	引取販売店にて保管	引取販売店に返却依頼	引取販売店から通常の処理ルートにより再利用又は資源化処理
スプレー缶、カセット式ガスボンベ	・仮置場内で、分別保管 ・ガスが入っている場合は、安全な場所、方法でガス抜きし、保管	ガス抜きをして、平時と同様に収集	平時の処理ルートにて、処理、処分
消火器	仮置場内で、分別保管	販売店、メーカー、産業廃棄物処理業者等により回収	日本消火器工業会のリサイクルシステムルートに処理委託
塗料、ペンキ	仮置場内で、分別保管	販売店、メーカー、産業廃棄物、処理業者等により回収	販売店、メーカー、産業廃棄物処理業者等に焼却等処理委託
廃電池類	仮置場内で、分別保管	電気店、リサイクル協力店等での拠点回収、平時の収集ルートによる収集	平時の処理ルートによる破碎、選別、再資源化処理
廃蛍光灯	破損しないようドラム缶等で分別保管	破損しているものは梱包・ラベリングし回収	平時の処理ルートにてその他ごみとして最終処分
鉱物油(ガソリン、灯油、重油等)、化学合成油(潤滑油等)	引取先にて保管	購入店やガソリンスタンド、産業廃棄物処理業者等で回収	購入店やガソリンスタンド、産業廃棄物処理業者等に焼却や資源化処理を委託
CCA(ケイ・銅・ヒ素化合物系木材防腐剤)処理木材	CCA処理の有無で分別保管	建物の解体・撤去時に、CCA処理の有無で分別し、収集	産業廃棄物処理業者等に焼却や埋立処理を委託